

令和8年度 平塚市職員採用試験 カムバック採用募集案内



平塚市では、結婚、出産・育児、介護などのライフイベント等のために平塚市役所を退職された方を対象とした「カムバック採用」を実施します。

一度平塚市役所を離れたからこそ得られた「新たな知見」や「多様な価値観」を、再び平塚市の行政運営に還元していただき、即戦力としてご活躍いただくための制度です。

1 応募資格

募集職種	採用予定人数	資格要件
全職種が対象	各職種若干名	(1) 育児休業・休職等の期間を除き、平塚市職員として3年以上の実務経験がある。 ※非常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員として勤務した期間を除く
退職時の職種と、同一職種への応募に限らせていただきます。		(2) 令和9年4月1日時点で59歳以下 (3) 退職後10年以内である人

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 平塚市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

原則として、令和9年4月1日に採用予定です。

3 申込手続

受験申込書の提出

提出期間	9月11日（金）～10月7日（水） ※必着 （直接提出の場合は平日午前9時～午後5時に受付）	
提出方法	郵送または直接提出	郵送先： 〒254-8686（住所記載不要） 平塚市総務部職員課人事研修担当 宛 直接提出先： 平塚市役所本館4階 職員課
	注意事項	・ 郵送の場合、封筒は受験申込書を折らないで入るサイズ（角2以上）を使用してください。封筒の表面には「職員採用試験 受験申込書 在中」と朱書きしてください。 ・ 受験申込書は紙では配布していませんので、市ウェブサイトからダウンロードしてください。 ・ 書留、簡易書留によらない申込書類の郵便事故については考慮しません。

4 選考の方法、日時等 ※各選考の日程は、変更になる場合があります。

第1次	内 容	書類選考 提出いただいた受験申込書の内容により、選考します。		
	合格発表	10月16日（金）午後3時に市ウェブサイトに掲載します。		
第2次	内 容	個人面接		
	日 時	11月下旬（予定）	会 場	市内公共施設
	合格発表	12月上旬（予定）に市ウェブサイトに掲載します。		

※合格発表を掲載する日時は各選考実施時にお知らせします。

※電話等による可否の問い合わせには一切お答えできません。

5 選考結果の開示

選考結果は受験者本人の口頭による開示請求ができます。電話等による請求はできませんので、受験者本人が受験票を持参し、直接お越しください。受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）。

開示内容	開示期間	開示場所
不合格者の順位	合否の発表の日から1か月間	市役所本館4階 職員課

6 勤務条件等

（１）待遇 平塚市職員だった際の職務の級・号給を基準に、退職後の経歴等を考慮して決定します。
※給与等の他に地域手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当などを必要に応じて支給します。

（２）勤務時間等 ※勤務条件については配属先などによって異なる場合があります。

勤務時間	原則として午前8時30分～午後5時15分
休日	原則として土・日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、病気休暇、慶弔などの特別休暇、介護休暇等の休暇制度のほか育児休業等の休業制度があります。
その他	通勤のための職員用駐車場は原則ありません。

7 その他

- （１）受験資格を満たしていない場合、申込内容又は提出書類に不備がある場合は受付できません。
- （２）受験に際して平塚市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- （３）受験資格がない又は受験申込書等の内容が正しくないことが明らかになった場合、合格を取り消すことがあります。
- （４）外国籍の人も受験できます。ただし、採用予定日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。
- （５）この試験に関して提出された書類は、返却しません。
- （６）職員採用試験に係る書類提出、選考等での来庁時は駐車券の認証はできませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- （７）令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、施行後に保育士として採用される方でこどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認し、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、採用されない場合があります。
- 【特定性犯罪の例】 不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行 など